○関西国際空港国際線旅客サービス施設使用料等に関する規程

（平成28年１月20日　規程第20号）

最終改正　令和６年１２月１１日　規程第137号

（趣旨）

第１条　この規程は、関西エアポート株式会社（以下「会社」という。）が提供する関西国際空港（以下「空港」という。）の旅客ターミナルビル内国際線旅客公衆ゾーンの諸施設及び旅客案内情報施設（以下「旅客サービス施設」という。）の使用並びに搭乗旅客、機内持ち込み手荷物及び受託手荷物に関する検査施設等による検査並びに旅客ターミナルビル内の保安維持（以下「旅客保安サービス」という。）に関し、その料金及び料金収受に関して定めるものです。

（使用料等）

第２条　空港を使用する国際線旅客には、航空券が発券される際に、旅客サービス施設使用料及び旅客保安サービス料（以下「使用料等」という。）を航空運送事業者又はその代理店（以下「航空運送事業者等」という。）に対し、お支払いいただきます。航空券の発券を受けない旅客（自家用航空機等を利用する旅客を含む。）及び何らかの理由により航空券の発券の際に使用料等をお支払いいただいていない旅客には、別途航空運送事業者等を通じて、別異の方法により、使用料等をお支払いいただきます。

２　前項の使用料等の額は、空港を使用する国際線旅客のうち、旅客ターミナルビル別の出発旅客及び乗り継ぎ旅客の区分に応じて、別表第１に掲げるとおりとします。

３　会社は、前２項の規定にかかわらず、別表第２に掲げる旅客については、使用料等を免除いたします。

（供用の休止）

第３条　会社は、次の各号に掲げる場合は、旅客サービス施設又は旅客保安サービス（以下「施設等」という。）の一部の供用を休止することがあります。なお、この場合にあっても使用料等の払い戻しは行いません。

(1)施設等が破損し、又は故障したとき。

(2)施設等に修理その他の工事を施すとき。

(3)前２号に掲げる場合のほか、施設等の管理上特に必要があるとき。

（払い戻し）

第４条　使用料の支払い後の払い戻しについては、旅客が空港からの出発を取りやめたとき、又は会社が必要と認めた場合に限り、旅客に対し、旅客が第２条第１項に規定する使用料を

お支払いいただいた航空運送事業者等から払い戻しを行います。なお、使用料の払い戻し方法等については、航空運送事業者等の定めるところによります。

（事務手続き等）

第５条　会社と航空運送事業者等間における使用料等の収受に関する事務手続きその他条件は別途両者間での取り決めによることとします。

（規程の適用）

第６条　この規程の適用にあたっては、日本語を正文とし、日本法に従い解釈し、この規程に定めのない事項については、日本法を適用します。

２　この規程に関する争いについては、大阪地方裁判所又は会社の所在地を管轄する簡易裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とします。

（規程の変更）

第７条　会社は、この規程を変更するときは、その効力発生日を定め、当該変更を行う旨及び当該変更の内容並びに当該変更の効力発生日を会社のウェブサイト（http://www.kansai-airport.or.jp/index.asp）で周知します。なお、当該効力発生日の前日までに第2条第1項に基づく支払がなされた航空券については、当該変更前のこの規程を適用します。

附則

この規程は、平成 28 年４月１日から施行します。

附則

この規程は、平成 29 年 1 月 28 日から施行します。

附則

この規程は、平成 29 年６月１日から施行します。

附則

この規程は、平成 30 年９月１日から施行します。

附則

この規程は、令和元年 10 月１日から施行します。

附則

この規程は、令和２年８月６日から施行します。

附則

この規程は、令和７年４月１日から施行します。

別表第１（第２条第２項関係）

この別表における用語の定義は、次の（１）及び（２）に定めるところによります。

（１）　「出発旅客」とは、旅客ターミナルビルより国際線で出発する旅客のうち、下記（２）で定める「乗り継ぎ旅客」以外の旅客をいいます。

（２）　「乗り継ぎ旅客」とは、旅客ターミナルビルに到着後、本邦への上陸の有無にかかわらず同一の航空券等を使用して、24時間以内に旅客ターミナルビルより出発する旅客であって、空港への立寄り直前地以外の地点に向けて出発する旅客をいいます。なお、乗り継ぎ時間は、当該旅客の搭乗する出発航空機に係るＳＴＤ（国土交通大臣の認可等を受けた計画離陸時刻・日本標準時）から当該旅客の搭乗する到着航空機に係るＳＴＡ（国土交通大臣の認可等を受けた計画到着時刻・日本標準時）を差し引いた時間により算定します。

【使用料等の額】

（Ⅰ）第１旅客ターミナルビル

（ｉ）旅客サービス施設使用料（消費税及び地方消費税を含みます。）

(ｱ) 出発旅客

大人１人あたり	3,310円
小人１人あたり	1,660円

(ｲ) 乗り継ぎ旅客

大人１人あたり	660円
小人１人あたり	330円

（ⅱ）旅客保安サービス料（消費税及び地方消費税を含みます。）

(ｱ) 出発旅客

大人・小人とも１人あたり	320円

(ｲ) 乗り継ぎ旅客

大人・小人とも１人あたり	320円

＊上記料金の額の適用に際しては、大人用航空券を使用する国際線旅客を大人、小人用割引航空券を使用する国際線旅客を小人とします。なお、2才未満の国際線旅客に対しては料金は課されませんが、2才未満であっても大人用航空券を使用する国際線旅客は大人、小人用割引航空券を使用する国際線旅客は小人とみなします。

（Ⅱ）第２旅客ターミナルビル

（ｉ）旅客サービス施設使用料（消費税及び地方消費税を含みます。）

(ｱ) 出発旅客

１人あたり	1,250円

(ｲ) 乗り継ぎ旅客

１人あたり	260円

（ⅱ）旅客保安サービス料（消費税及び地方消費税を含みます。）

(ｱ) 出発旅客

１人あたり　　320円

(ｲ) 乗り継ぎ旅客

１人あたり　　320円

＊2才未満の国際線旅客に対しては料金は課されませんが、2才未満であっても航空券を使用する国際線旅客に関しては、料金を徴収します。

別表第２（第２条第３項関係）

次に掲げる旅客については、料金の全部又は一部を免除します。

(1)国公賓及び閣議等により国公賓に準じて取り扱うこととなった外国の賓客（以下「国公賓等」という。）

(2)国公賓等の同行者で、代理通関または機側通関を認められた旅客

(3)乗り継ぎ旅客のうち、空港と空港以外の本邦内空港との間において国際航空に従事する航空機を利用して、空港に到着し又は空港を出発するもの

(4)出入国管理及び難民認定法により上陸を拒否された旅客であって、その旨を証する入国審査官の発行する証明書が航空運送事業者から提出された旅客

(5)会社が、空港の管理上、入国審査場から本邦に上陸させた者であって、その旨を証する会社が発行する証明書を所持している旅客

(6)空港を離陸後、やむを得ない事情のため他の飛行場に着陸することなしに空港に着陸した航空機の旅客

(7)機体若しくは機器等の故障、航空機の強取等の処罰に関する法律による航空機の強取等、急病患者の発生、又は航空機に爆発物を置く等航空機の安全運航を損なうおそれのある行為の発生により空港に不時着した航空機の旅客

(8)本来の目的地である飛行場及びその周辺の天候等の事情により、当該飛行場に着陸できないため空港に暫定的に着陸した航空機の旅客

(9)航空交通管制その他行政上の必要から空港に着陸を命ぜられた航空機の旅客

(10)機体若しくは機器等の故障、急病患者の発生、ハイジャック、空港の悪天候、滑走路の閉鎖又は航空交通管制その他行政上の必要から空港の出発が翌日以降になった航空機の旅客のうち、使用料等を既に支払った旅客

(11)前各号のほか、会社が特に認めた旅客